白糠町告示第８号

**町史編さん業務　公募型プロポーザル実施公告**

　町史編さん業務について、公募型プロポーザル方式により候補者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和７年２月２１日

白糠町長　棚　野　孝　夫

１　業務概要

　⑴ 業務名　町史編さん業務

　⑵ 目　　的　既刊の「白糠町史」の続きとなる平成年間を中心とした資料を調査・収集・整理・保存し、編さんすることにより、その記録を正しく後世に伝えていくとともに、広く町民が白糠の歴史に関心を持ち、先人への感謝と郷土の歴史や文化に対する町民の理解と愛着を深め、将来のまちづくりにつなげていくことを目的に、「白糠町史」の編さんに取り組む。

　⑶ 業務内容　別紙仕様書のとおり

　⑷ 契約期間　契約締結日から令和11年３月31日まで

２　参加資格

　本業務に係る提案に参加できる者は、次の要件を満たすものであること。

　⑴ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

⑵ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

⑶ 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は企画提案書等の提出期限日前６か月以内に手形小切手の不渡りを出した者でないこと。

⑷ 手続開始の公示の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、指名除外措置を受けている者でないこと。

⑸ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は白糠町暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第２条第３号に規定する暴力団員等の統制の下にある者でないこと。

⑹ 代表者又は役員が暴力団員等である者でないこと。

⑺ 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。

⑻ 企画提案書等の提出期限の日から契約締結日の前日までの間に営業停止処分を受けていないこと。

⑼ 提案業務又は類似する業務の経験があること。

⑽ 事業の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、的確に遂行できること。

⑾ プライバシーマーク、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けており、適切な更新がなされているとともに、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

⑿ 国税及び地方税等、各種税金を滞納していないこと。

３　審査方法

　プロポーザル方式により企画書の提案後、プレゼンテーション審査を行い、候補者を選定する。

４　参加方法

　令和７年３月６日（木）の午後５時までに「参加申込書」に必要事項を記入し、関係書類を添えて提出。その後、同年３月19日（水）午後５時までに企画提案書を提出すること。

　プレゼンテーション審査は同年３月21日（金）に白糠町役場にて実施する。

５　その他

　詳細は、実施要領及び仕様書を参照